

参加資格要件

- 1 単独の個人又は法人であること。
- 2 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、別紙 15「樹木採取権運用協定書（案）」の内容で樹木採取権運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 3 樹木採取権が設定された際には、別紙 14「樹木採取権実施契約書（案）」に示した内容で樹木採取権実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 4 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しない旨の誓約書を提出する者であること。
- 5 法第 8 条の 9 第 1 項第 1 号の事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、別紙 11「近畿中国 1 新見樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針」の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行うことの誓約書を提出する者であること。
- 6 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。
- 7 近畿中国森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している以下の（1）から（11）の要件に適合する旨の誓約書を提出すること。
  - （1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - （2）契約年度を含む全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格」という。）の種類「役務の提供等（その他）」を有している者であること。
  - （3）全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「中国」を選択している者であること。
  - （4）会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（契約年度を含む「競争参加者の資格に関する公示」において、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年 3 月 31

- 日) 9 (2) に規定する手続きに該当する手続きをした者を除く。) でないこと。
- (5) 契約年度の前年度以前 15 ヶ年度内に当該事業と同種の事業である「造林(地拵、植付、下刈、つる切り、除伐、除伐2類、枝打、保育間伐(本数調整伐を含む)及び衛生伐)事業」(以下「同種の事業」という。))を実施し完了した実績(国有林野事業発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。)を有すること。
- なお、共同事業体構成員としての実績は、出資比率20%以上の事業に限る。
- (6) 同種の事業について、契約年度の前年度及び前々年度の2年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」による事業成績評定を受けた事業がある場合には、契約しようとする者の2ヶ年度の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。
- (7) 次に示す現場代理人が常駐できること。
- ① 当該事業に配置を予定する現場代理人にあつては、契約者が直接雇用する者であること。
  - ② 同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であり、年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算で3年以上従事していること。なお、従事期間は連続する3年である必要はない。
  - ③ 現場代理人を複数配置する場合は、その全員が①及び②の条件を満たしていること。
- (8) 当該事業の実施に必要な資格等(作業内容に応じて、労働安全衛生法等に基づき必要とされている伐木等特別教育修了者、刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育修了者、車両系建設機械運転技能講習修了者、伐木等機械の運転業務特別教育修了者等)を有している者を配置できること。
- (9) 契約時に近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 以下に定める届出を行っていない事業者(届出の義務がない者を除く)でないこと。
- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (11) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)に沿って、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」(別紙様式1)に記入し提出すること。
- 備考:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」、及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>)

- 8 公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売又は製品販売に関して、近畿中国森林管理局長から受けた指名停止の期間に当たらないこと。
- 9 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。

別紙様式1 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）

事業者向け チェックシート

事業名 \_\_\_\_\_

発注官署：岡山森林管理署 \_\_\_\_\_

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産 / 造林・保育 / その他( )
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	